

第4回世羅町議会定例会会議録

令和5年12月15日
第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第4回世羅町議会定例会 (第4号)

令和5年12月15日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | 発議第5号 | 世羅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について |
| 第2 | 同意第17号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第3 | 陳情第8号 | インボイス（適格請求書等保存方式）の廃止を求める陳情書 |
| 第4 | 陳情第9号 | 医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書 |
| 第5 | 陳情第10号 | 健康保険証の廃止撤回を求める陳情書 |
| 第6 | 陳情第11号 | 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書 |
| 第7 | 陳情第12号 | 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ物価対策給付金をすべての国民に支給することを求める陳情書 |
| 第8 | 陳情第13号 | 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める陳情書 |
| 第9 | 陳情第14号 | 自衛隊募集にかかる募集対象者の情報提供を行わないよう求める陳情書 |
| 第10 | 請願第15号 | 集落排水路維持管理による安全確保を求める請願書 |
| 第11 | | 総務文教常任委員会報告 |
| 第12 | | 産業建設常任委員会報告 |
| 第13 | | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第14 | | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第15 | | デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告 |

第 16

学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告

第 17

議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（米重典子） 日程第1 発議第5号 世羅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 発議第5号 世羅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び世羅町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年12月15日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	山田 睦浩
賛成者	同上	上羽場幸男
賛成者	同上	上本 剛
賛成者	同上	矢山 武
賛成者	同上	向谷 伸二
賛成者	同上	田原 賢司
賛成者	同上	藤井 照憲
賛成者	同上	松尾 陽子
賛成者	同上	徳光 義昭

提案理由でございます。

世羅町議会議員が世羅町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の適正を図るため、世羅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

条文につきましては、先の委員会でご確認いただいたところでございます。

世羅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、世羅町議会議員（以下「議員」という。）が世羅町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における世羅町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該

訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、発議第5号 世羅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 同意第 17 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。議案 1 ページをお開きください。

同意第 17 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、次の者を
監査委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 15 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 西川 めぐみ

生年月日 昭和 51 年

住 所 世羅町大字本郷

任 期 令和 6 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

提案理由でございます。

識見を有する者から選出された監査委員の山口敦允さんが令和 5 年 12 月 31
日をもって任期満了となりますので、監査委員の選任につき、地方自治法第 196
条第 1 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

西川めぐみさんにつきましては、広島県行政書士会に登録の行政書士として
町内に事務所を置いてご活躍をされております。官公署に提出する書類の作成
や助言、相続等に関する相談など高い専門性と抱負な知識により幅広く業務を
行われており、行政不服申立てに関する知識が必要でございます特定行政書士
の資格も取得をされております。識見を有するだけでなく、女性や子育てなどの
広い観点をお持ちで、監査委員に適任であると考えているところでございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先ほど資格等の説明を受けました。資格は勉強すればいくらでも取れるわけなんですけれど、キャリア、この部分がですね、年齢と積み重ねによってできてくるものだと思うんですけれど、その広い行政に関わるキャリアの部分についてご説明をお願いいたします。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これまでも行政書士会としてですね、町行政にさまざまに関わっていただいております。2017年、平成で言うと29年に世羅町内で開業されてございますけれども、この特定行政書士という資格についてはですね、これまで行政職員等々事務された方については、こういう資格を取る際に経験を言われております。ただこの経験をお持ちでない方についてはですね、法定研修等かなり研修を積まれまして、その考査試験に合格をしなければならないという、かなり厳しい試験を経てこの特定行政書士をやられてございます。行政庁の許認可等に関する不服申立てに関する手続きなどの代理業務を行える方でございまして、かなりキャリアとしても積まれているという認識でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 要は資格要件としてのキャリアを積まれていると、このようにお聞きしたんですけれども、要は明日からすぐ行政事務の監査をするということになるわけなんです。行政経験というのはいないんでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 今回の提案に際しましてお聞きしている情報についてご説明させていただきます。

行政書士の業務を通じまして、行政に関する仕事にも携わられていることを存じ上げております。一例ではございますけれども、中山間の交付支払等の実務

については具体的になされておられます。行政の中身について内側から携わられた経験はございません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。（議長は除く）

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点呼）

1 番	高橋公時議員	2 番	上羽場幸男議員	3 番	上本 剛議員
4 番	矢山 武議員	5 番	向谷伸二議員	6 番	田原賢司議員
7 番	藤井照憲議員	8 番	松尾陽子議員	9 番	徳光義昭議員
10 番	久保正道議員	11 番	山田睦浩議員		

以上でございます。

（点呼順に投票）

○議長（米重典子） 投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に
5 番 向谷伸二議員 6 番田原賢司 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 6 票

反 対 5 票

以上のとおり 賛成 が多数です。

したがって、同意第 17 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、西川 めぐみ（にしかわ めぐみ）さんを 同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

この際、日程第 3 陳情第 8 号「インボイス（適格請求書等保存方式）の廃止を求める陳情書」 から 日程第 10 請願第 15 号「集落排水路維持管理による安全確保を求める請願書」 までの 8 件 を「一括議題」とします。

日程第 3 から日程第 10 までの 8 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 9 号、陳情第 10 号、陳情第 11 号、陳情第 12 号、陳情第 13 号及び陳情第 14 号について、の報告を求めます。

陳情第 9 号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会審査報告をいたします。

12月5日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和5年12月12日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子
- 4 審査事項と結果

（1）陳情第9号 医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 電気・ガス・燃料費、食材費等の物価高騰は医療機関・介護事業所の経営を大きく圧迫し、事業の縮小や撤退する事業所が急増していることから、医療・介護の提供に必要なコストの上昇に対応できるよう財政措置の実施継続を国にはたらきかける等の意見書を提出して欲しいという要望。

委員の議論 委員からは、「採択して国へ要望すべきと思う」「国において薬価を下げて診療報酬を引上げる動きがあり、この動向を見るべきである」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第10号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

（２）陳情第 10 号 健康保険証の廃止撤回を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 政府は 2023 年 6 月に現行の健康保険証を 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させた。健康保険証廃止後には保険証は申請制に変わり、5 年ごとの更新手続きが必要となる。普及の進まないマイナンバーカード保険証でのトラブルが多く発生しており、国民が公的保険診療から遠ざけられる結果とならないよう、国は、国民の声を無視した健康保険証の廃止を直ちに中止・撤回し、健康保険証を存続させることを求める意見書を提出して欲しいという要望

委員の議論 委員からは、「マイナンバーカードがようやく運転免許証に代わる資格を得たところであり、今更撤回ということはない。賛成しかねる」との意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 11 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

（３）陳情第 11 号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 物価の高騰により、給食費への影響が大変危惧されている。また、給食費の地域による格差は広がっている現状にある。学

校給食費の無償化と国産や地元食材、有機農産物使用を推進するため、生産者への財政的支援を強化すると共に調理施設の整備のための財政的支援を行うことを求める意見書を提出して欲しいという要望

委員の議論 委員からは、「本町においては、学校給食センターの建設を予定しているので、本町にはそぐわないと考える」との意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第12号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

（4）陳情第12号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ物価対策給付金をすべての国民に支給することを求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 生活保護基準引下げ取消しを求めた裁判で、原告勝訴の判決に従い直ちに生活保護基準を引下げ前の2012年の状況に戻すこと並びに物価高騰から国民の生活を守るために、すべての国民への給付金支給を求める意見書を提出して欲しいという要望

委員の議論 委員からは、「勝訴の判決が出たということだけをもって、国に対して引下げたことを是正するというものではない。裁判所それぞれが取り組むことなので、我々が曲げることはできない」

等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 13 号について、報告を求めます。

○榊総務文教常任委員長（高橋公時）

(5) 陳情第 13 号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 引き続きコロナ禍や物価上昇が家計に追い打ちをかけており、授業料等の教育費が大きな負担となっている。学ぶ権利を保障するため、教育予算を増やした上で「高校無償化」を進め、「高校生等奨学金給付金」を拡充し、給付奨学金制度の確立を求める意見書を提出して欲しいという要望。

委員の議論 特に意見なし。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 14 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

(6) 陳情第 14 号 自衛隊募集にかかる募集対象者の情報提供を行わないよう求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 自治体において、住民基本台帳の閲覧は個人情報保護に留意して、公用・公益性が高いと認められる場合のみとし、自衛隊に

よる閲覧要請に応じないこと並びに自衛隊に「適齢者名簿」を提供せず、高等学校新規卒業予定者の自衛隊募集にあたっては、公正適切な募集・選考が行われるよう就職ルールを守ることを求める要望

委員の議論 委員からは、「事実はどうなのかわからない。賛成しかねる」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第9号 「医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第9号 「医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがって、陳情第9号 「医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書」 は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 10 号 「健康保険証の廃止撤回を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 10 号 「健康保険証の廃止撤回を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 10 号 「健康保険証の廃止撤回を求める陳情書」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 11 号 「学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 11 号 「学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書」 に対する委員長報告は、 不採択すべきもの であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 11 号 「学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 12 号 「原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ物価対策給付金をすべての国民に支給することを求める陳情書」 の討論は、ありま

せんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 12 号 「原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ物価対策給付金をすべての国民に支給することを求める陳情書」 に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 12 号 「原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ物価対策給付金をすべての国民に支給することを求める陳情書」 は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 13 号 「国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 13 号 「国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める陳情書」 に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 13 号 「国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める陳情書」 は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 14 号 「自衛隊募集にかかる募集対象者の情報提供を行わないよう求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 14 号 「自衛隊募集にかかる募集対象者の情報提供を行わないよう求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 14 号 「自衛隊募集にかかる募集対象者の情報提供を行わないよう求める陳情書」は 不採択することに決定されました。

産業建設常任委員長から、陳情第 8 号及び請願第 15 号について、の報告を求めます。

陳情第 8 号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは報告いたします。

令和 5 年 12 月 15 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場幸男

産業建設常任委員会審査報告

12 月 5 日の本会議において本委員会に付託された請願・陳情は、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 5 年 12 月 11 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、

山田睦浩（米重議長）

4 審査事項と結果

（1）陳情第8号 インボイス（適格請求書等保存方式）の廃止を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 広島県労連

「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 2023年10月1日に実施された消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、事業者になたな事務負担増を強いるうえ、インボイスを発行できない免税事業者は取引から排除されるおそれがある。そして、これまでの免税事業者がインボイス登録をすることで、消費税申告と納税義務が発生することから、負担に耐えられないフリーランス等が廃業の危機に追込まれ、更なる地域経済の衰退につながる。住民の暮らし、地域経済、地方行政を守るため、インボイス制度の廃止を求める意見書を提出してほしいという要望。

委員の議論 特に意見なし。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、請願第15号について、報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男）

（2）請願第15号 集落排水路維持管理による安全確保を求める請願書

請願提出者 世羅町大字甲山

要望者代表 岡田 武士 外12名

紹介議員 高橋公時議員

請願の趣旨 昭和56年頃に旧町で整備された集落排水施設が経年劣化しており、水路蓋が十分機能していないため、大変危険な箇所が増加している状況にある。早急に調査し、安全に通行できる環境整備をしてほしいという要望。

委員の議論 委員からは、「この事業は 42 年経過し、22 年前から町へ改修を要望してきたものである」「全面改修できればよいが、課長からの聞き取りによるとまず危険な所から蓋を代えていくとの話であり、1 日でも早く直してもらえばいいと考える」等の意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 執行部においてまず危険なところからということですが、相当年数が経過しておるので、1 年でできるという意味ではないんですが、かなり全面的に改修をする必要があるのではないかと思うんですが、こうした点については議論されたのかどうか。長い間いろんな近隣の方に迷惑をかけてきておる状況に対してはどのような理由でこういうことになっておるのか、そこら辺を調査をされておるか、お尋ねします。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） できればですね、この文面にも書いてありますように、全面改修というものを進めておるわけですが、予算的なことの考慮からですね、課長が申しますように危険な個所からとりあえずという話で議論をしました。そして過去のことにつきましてですね、なぜ進まなかったのかということについては議論に出ませんでした。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 以上、産業建設常任委員会に付託された請願・陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） これより討論を行います。

陳情第 8 号 「インボイス（適格請求書等保存方式）の廃止を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。まず本案に対する賛成討論の発言を許します。

4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） インボイス制度については一般質問でも問題点を取り上げましたが、特に農業については、多くの免税農家はこれからそれに伴って証明書が発行されないということで、非常に今後不利益を被ることが心配されます。一般質問でも農業について実態をいろいろと訴えたところでありますが、特に現状では農家の所得について1経営体あたり1万円という状況で、時給で10円という大変厳しい状況に今、なっております。米農家が米作りを続けられないという状況が一層深刻になっておるなかで、8%の引き下げがもし行われるということになれば、さらに米価が販売農家の米価が下がるということになりますし、併せていろいろな農業補助金を削減をする動きも強まっており、23年度の予算では中山間直接支払いについてもわずか2億円が超過をしたということで一律カットが強行されたり、また水田転作を定着をさせるいろんな対応についてもこれらの予算を削減をしていくという、こういう状況になっているところでございます。

厳しい暮らしの中にインボイス制度は今後消費税をさらに引き上げて20%余りにするという動きの中で、そうした場合に小さい農家に対してきちんと消費税を集めるという、そういう目的のためにこういうことを、取引の実態を詳しく把握をするということがあるわけで、今後非常に大きな、消費税の引き上げと共に大きな問題になる事態であることを訴えてインボイス制度廃止を求める討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第8号 「インボイス（適格請求書等保存方式）の廃止を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第8号 「インボイス(適格請求書等保存方式)の廃止を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

請願第15号 「集落排水路維持管理による安全確保を求める請願書」 の討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第15号 「集落排水路維持管理による安全確保を求める請願書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、請願第15号 「集落排水路維持管理による安全確保を求める請願書」 は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第11 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 高橋委員長。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 総務文教常任委員会行政視察調査報告をいたします。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

1 視察日時 令和5年11月7日(火)～11月8日(水)

- 2 視察場所 (1) 福岡県糸島市役所
(2) 福岡県北九州市教育センター
不登校等支援センターあいおい教育支援室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子
- 4 視察項目 (1) 福岡県糸島市 移住定住などの人口対策の取組について
(2) 福岡県北九州市 不登校等支援センターの取組について

5 調査内容及び結果

(1) 福岡県糸島市役所 (11月7日(火)午後1時30分～)

移住・定住策により人口が増加している先進地の取組を今後の参考とするため視察した。

ア 沿革、地勢等

糸島市は、福岡県西部の糸島半島に位置する人口約10万4千人、面積215.69㎏の市。平成22年1月1日に前原市と二丈町、志摩町が新設合併して誕生した。北に玄界灘、南に標高900m級の脊振山系の山々が連なり、中間部に糸島平野が広がる。東は福岡市、西は佐賀県唐津市、南は佐賀市と接し、福岡市の中心部天神からJR筑肥線筑前前原駅約30分、高速道路約30分、博多駅35分、福岡空港駅直通40分、交通の利便性が高い地域を有する。

イ 移住・定住の取組の背景

福岡市のベッドタウンとして、平成22年度まで順調に人口が増加、平成23年度から人口減に転じ、市長、市職員が危機感を覚え移住・定住支援の取組を強化

ウ 糸島市の取組方針

地域間競争は、より大きな市には財政等体力的に勝てない。ふるさとの原風景のイメージのある「海・山・自然」、新鮮な食材を糸島市のブランド化を取組、糸島市へ興味を抱いてもらえるよう東京での移住イベントを集中して実施

エ 糸島市の特徴と移住・定住の状況

多様な要素が詰まった糸島市（自然が豊かな山々、利便性がよい市街地、風光明媚な沿岸部）は、地域コミュニティが転入者へオープンである。九州大学が市の一部へ移転が平成30年に完了しており、学生・研究者等の転入者が増

加した。

特徴として、社会増・自然増・年代別人口も生産年齢が増加、市内からの転出が抑えられ、県外からの転入者特には首都圏からの転入者数が比較的多い。空き家対策 空き家バンクは平成 25 年度から令和 4 年の 10 年間で新規登録 87 件。成立は 70 件 81%成約率であるが、空き家バンクの新規登録自体は少ない。

その他、空き家オーナー相談会の開催、空き家活用推進補助金による空き家の売却、賃貸のための相続登記や家財撤去費用の補助を最大 30 万円支援している。

オ 移住・定住支援

主な支援策として、糸島市結婚新生活支援金、糸島しごとさがしサイト、創業支援があり、オンラインでの移住相談会・移住相談を 15 地域の地域コーディネーターが担っている。また、情報発信の手段として定住促進WEBサイト「糸島生活」を市のHPとは別のサイトで管理している。「糸島生活」では、空き家バンク等の糸島市からのお知らせや移住者の声を掲載。

【委員の主な質問】

問) 固定資産税の減免期間を上手に活用してPRされたマイホーム取得奨励金制度（3年間分の固定資産税支払額を商品券として還元する制度）を令和4年度に終了した理由について

答え) 過去の市外の方を呼寄せせるイメージから、市内からの転出を止める方針へ切替え補助支援したが、補助金の効果よりも宅地（土地）自体の地勢の魅力があると判断し、マイホーム補助は終了。補助の効果としては、利子補給よりも短期間で済み、商工会のチケット（商品券）支援の取組により商店が活性化した。

問) 光ファイバー回線等の通信網の整備状況は

答え) インターネットは郡部まで整っている、しかし離島部分はケーブル敷設に数億円必要であり今後5Gが繋がれば効果大きい。

問) なぜ関東からたくさん移住してくるのか。

答え) 東京の人は、ふるさとがない人が多い。糸島市に仮に1%の人が興味を

持つとしても、人口が多い東京がより可能性が高い。近隣市町との取り合いより東京に目を向けアピールをした。

問) 危機感をもって移住・定住に取り組まれたスタートはどのような状況だったか。

答え) 福岡県の市の人口動態ランキングで最下位になり、危機感を首長が特に感じて一番に動きを始め、同じく職員も危機感を感じ対応を始めた。

問) 15 地域に地域コーディネーターがおられるが連携どうされているのか。

答え) 地域コーディネーターの集いを年 1 回開き、少ない相談事例をお互い共有して、相談対応等の参考にされている。

問) 九州大学の移転の効果大きいと考えるが。

答え) 大学の効果は大きい。また、福岡市に隣接するが、地価は福岡市の半値以下と魅力的である。こうした地の理は大きい。

以上の様な質問を行った。

(2) 福岡県北九州市 (11 月 8 日 (水) 9 時 30 分～)

不登校等支援センターの取組について先進地の取組を今後の参考とするため視察した。

ア 沿革、地勢等

北九州市は、1963 年 (昭和 38 年) 2 月 10 日に門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市の五市が合併し、九州初の政令指定都市として誕生した。人口約 916 千人、面積 491.95 km²。関門海峡に面した九州地方最北端の市

イ 経緯

令和 3 年度に市内 4 か所の「教育支援室」を総括すると共に、関係機関との連携、広報活動、電話相談対応、多様な学びの提供などを担う機関として「不登校等支援センター」を設置した。

ウ 北九州市の不登校児童生徒への支援について

文部科学省「学習指導要領総則解説」でも不登校は問題行動ではないと明記され、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭することは大切であり、共感的理解と受容の姿勢を持つことが重要である。学校への登校のみを目標とするのではなく、「社会的自立」を目指すことを基本的な理念とし、子どもの現状

にあった、多様な学び方を認めること。教育支援室やフリースクール、自宅での学習など、どこで学ぶかではなく、何をどのように学ぶかということ。子どもの意思や自己決定が大切にされ、将来幸せな生活が送れるよう「社会的自立」を目指すことを基本に、児童生徒に合った適切な支援を行っている。

エ 不登校等支援センターでの具体的な不登校支援の取組について

市内4か所の「教育支援室」での支援について学校との連携強化に向けて教育支援室は、在籍している学校の「ステップアップルーム」であることの周知を図られている。その他、学校へ行きづらい児童生徒を対象とした「未来へのとびらオンライン事業」などの取組を行っている。

【委員の主な質問】

問) 対応する人が大切と感じたが、不登校等支援センターの体制はどのようになっていますか。

答え) 課長1名(市教育委員会人事部長経験者)、メンター(若手教職員の相談指導役、校長経験者、会計年度任用職員)2名がオンライン授業も対応、学校指導主事(学校の不登校支援)2名、1名支援員、北九州市教育委員会のスクールカウンセラー1名とスクールソーシャルワーカー1名が兼務している。

問) 北九州市での不登校の状況と対応は

答え) 全国同様に増えている。教育支援室を通じて「将来の社会的自立」と「自ら登校を希望した際に円滑に学校復帰」を目指し取り組んでいる。必ずしも学校復帰が最終目的ではない。

などの質問を行った。

以上、総務文教常任委員会の行政視察調査報告とします。

続きまして、総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和5年12月12日(火) 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子

4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、
子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長、
教育長、学校教育課長、社会教育課長

5 調査項目及び内容

(1) (福) 世羅町社会福祉協議会への委託事業について

ア 現状と課題

現在 16 の委託事業を受けており、法人事業所の 11 名のほぼ全員が 50 歳以下であるが、事業に対して人員が少ないため、役割を兼務して手一杯で行っている。また、会議室が少なく自治センターの部屋を借りなければならない現状である。今回の事務調査も会議室が調整できない状況であり、現地視察を行わず、役場会議室で行うこととなった。

(2) 敬老会の実施状況と今後の方針について

新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度から中止が余儀なくされ、本年令和 5 年 5 月の 5 類への移行を受け、4 つの自治組織で 4 年ぶりの開催をされたところである。引き続き高齢者の健康面への配慮（新型コロナウイルス及びインフルエンザ等）により、開催に踏み切れない地域も多い状況である。今後は、自治センターの意向を踏まえながら担当課及び地域自治組織、福祉課とも協議を重ね方向性を見出していきたい。

(3) 放課後児童クラブの状況について

ア 待機児童解消への取組状況

令和元年度より全学年（1 年生から 6 年生）を対象にしてから令和 4 年度までは待機児童は無かった。令和 5 年度世羅小学校区、第 2 元気っ子クラブ（4 年生から 6 年生）の 40 人定員において 13 人の待機児童が発生した。今後、第 1 元気っ子クラブと第 2 元気っ子クラブを統合し、合計 3 単位にて運営することにより、待機児童を解消する。委員からは夏休みはピーク時 120 人程度想定されるのではとの問いに、世羅小学校多目的ホールを利用させていただく等、小学校と利用にあたり具体的な協議と連携を行う。

(4) ふるさと寄附金について

ア ふるさと納税による寄附金収入額と町県民税の寄附金控除額の状況（過去 5 年間）

平成 30 年度 49,928,000 円、令和元年度 51,233,000 円、令和 2 年度 75,377,000 円、令和 3 年度 82,467,000 円、令和 4 年度 64,718,000 円である。令和 3 年度は大口の寄附金があったためであり、現在は平均して約 75,000,000 円程度で推移している。町県民税は町において県民税を含めて賦課徴収し県民税分を県へ支払っている。寄附金控除を受けられる寄附金は国、地方公共団体への寄附金、日本赤十字社、社会福祉法人などがあり、所得税、県民税及び町民税それぞれ控除対象となる。本町において大部分をふるさと寄附金がしめており令和 4 年度で 95.3%となっている。

イ 今後のふるさと納税対策

平成 20 年度ふるさと納税制度が創設され現在に至るまで国の制度の変遷される中、平成 29 年度、お礼品割合が寄附金額の 3 割以下。令和元年ふるさと納税対象団体を総務大臣が指定し、経費割合を寄附金額の 5 割以下（対象外の経費あり。）令和 3 年度、町は寄附金額を一律 2000 円値上げし、お礼品割合を変更した。令和 5 年度に国より経費割合を寄附金の 5 割以下（全経費が対象）へ改正され、町は再度、寄附金額を値上げして、お礼品割合を変更した。委員からはふるさと納税で儲けるのは難しいのではとの問いに、ふるさと納税を通じて町を知っていただく機会を設けることも大事であり、さらに訪れていただき観光消費等にも繋がるものと考えている。

(5) 役場施設の整備計画と利用計画について

ア 旧甲山自治センター跡地の整備利用計画と駐車場全体の整備時期

現在、跡地については駐車場整備を行っており工期は令和 6 年 1 月 19 日までとしている。整備後の使用方法は、平日は職員駐車場として、休日は観光バス駐車場として活用する予定である。駐車場全体の整備時期については令和 5 年度から 7 年度の 3 か年で計画している。本年度は旧自治センター跡地駐車場を中心とした本庁舎東側駐車場の整備を実施し、令和 6 年度は役場西側を中心として本庁舎西側駐車場、南館東駐車場及び南館駐車場を整備予定である。

イ 役場別館の利用計画

令和 4 年 4 月 15 日で NOSAI 広島が退去して空き物件となっている別館の活用について 2 つの方向で検討してきた。主に①公共利用の検討を重ねてきたが、公共利用による集約化は難しい②民間貸付の方向で今後は検討していき、

早期に別館活用をはかりたいと考えている。

(6) 令和5年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況について

発注工事一覧表により、財政課1件、企画課1件、健康保険課1件、学校教育課3件の調査を行った。

(7) 新型コロナワクチン接種について

ア 現在の接種状況と令和6年度以降の接種体制見込み

令和5年12月7日現在の接種者数は、3回目から7回目の接種で合計3,756人、接種率は24.76%。このうち7回目の接種者が2,459人と多くを占めていることから、令和5年度接種対象者であった65歳以上の方の接種が進んでいる状況である。現在実施している特例臨時接種は、令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にないと考えられるため、令和5年度末で終了となる。今後の接種体制の見込みとしては、インフルエンザ等と同じ扱いとなる。委員から助成について問いにワクチンの費用がいくらになるか不明のため、助成金額については今後の検討課題となっている。

(8) 令和5年度(年度中)事業評価表について

ア 設定目標に対する進捗度の状況

重点施策として学校教育課5つ、社会教育課4つの設定目標とし、この中間事業評価は、おおむね10月1日を基準日として作成。10月の教育委員会会議において各教育委員に対して説明をして承認を得ている。重点施策による評価基準は、中間評価(進捗度)4:すでに達成した。3:かなり順調である。2:やや遅れている。1:かなり遅れている。これら4段階として評価している。中間を区切って進捗度を示しているのは、上半期、前半を終えてこの取組がどうだったかを改めて振り返り、下半期で何に着手するかを考え、年度末評価(達成度)4:目標どおり又は上回る。3:ほぼ目標どおり。2:目標を下回る。1:目標を大幅に下回るなど改めて4段階にて最終評価に繋げていくものである。

(9) 旅費について

ア 県内9町の状況(物価高騰等の影響による宿泊料、車賃、日当等)

当町の状況は、日当2,000円(片道150km以上) 宿泊料9,000円 車賃20

円/km 他、県内 8 町の状況においては、日当 2,600 円が 4 件 1,700 円 2 件 1,800 円 1 件 1,300 円が 1 件であり、宿泊料は、13,100 円が 3 件 14,100 円が 1 件 10,900 円が 2 件、11,000 円が 1 件 10,000 円が 1 件である。車賃においては 38 円/km が 4 件、37 円/km が 2 件、30 円/km 1 件、実費が 1 件である。委員からこの旅費について合併後、行財政改革により大幅に削ったままになっている、そろそろ見直す時期に来ているのではの問いに、平成 21 年に改正を行った以降は改正をしていない、ご指摘いただいた通り、昨今の物価・燃料高騰による、宿泊料、交通費等の値上がりが生じている現状である。幅広い料金の状態をいったん整理し、見直しにあたっては近隣市町の状況を把握し、いくらに設定するか整理する必要があると検討していく。と回答があった。

(10) 職員の研修参加状況について

ア 各職員研修への参加状況（広島県自治総合研修センター・JIAM・JAMP）

広島県自治総合研修センターの研修メニューにより、初任職員から中堅職員の年齢及び経験年数に応じて、段階的に受講するように対応している。管理職や監督職は新たに任命された職員を対象に初年度受講を行っている。

JIAM・JAMP の研修はなしということで、委員からもはっきりこういった JIAM・JAMP の研修にも行かせてあげてくださいということですので、よろしくをお願いします。

6 その他（令和 6 年度行政視察について）

令和 6 年度の行政視察について委員各位から地域公共交通の取組についてと未来コンビニの取組について徳島県内、認知症対策として明石市、ヤングケアラーの先進地の神戸市やインクルーシブ教育の先進地として愛媛県内子町などの提案があった。これらの視察内容及び候補地を基本に正副委員長において視察自治体を選定し、来年度 7 月末までの視察実施に向け準備を進める。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 25 分といたします。

休 憩 10時08分

再 開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第12 産業建設常任委員会報告を行います。産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは産業建設常任委員会所管事務調査の報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和5年12月11日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、
山田睦浩 （米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア 請願第15号に関する現地調査（大字甲山）及び町の考え方

昭和56年頃、町道上本町大谷線を中心に農業集落排水施設整備がされた。現在、約42年経過している。現状を調査した。

（2）公共下水道処理能力と加入状況の関係について

ア 区域別の整備面積と直近の加入状況及び加入率

整備の進捗と加入率の伸びを区域別に確認した。整備された時期（区域）により、加入率の伸びに差が認められることが確認された。計画から整備完了までの期間で、住民の事情が反映されたと考える。これに対して委員からは、今後においては、住民のニーズをより早く掴むと共に、移住定住に伴う新築、改

築時には上下水道が整備された区域を勧めること。そのためには、他の部署とも連携することを求めるとの意見が出された。

イ 今後の事業計画

今後の事業計画は、甲世浄化センターの処理能力の範囲内で、区域外については、採算性や加入見込み等を踏まえて判断する。令和9年度以降は、国庫補助金が新規開発や工場誘致に伴う整備に限定されるとの方針が国から示されている。認可計画区域の変更は、令和6年度中に精査し、令和7年10月に事業計画の承認となるよう努める。

(3) 令和5年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について建設課18件、産業振興課2件、商工観光課3件、上下水道課1件について調査を行った。

(4) 宇津戸下仮屋地区臭気対策について

ア 臭気指数の状況及び改善計画の進捗状況

臭気指数の状況は東部養豚組合第3牧場と渡部畜産以外は改善されたと判断している。

改善計画の進捗状況については、東部養豚組合第3牧場に対して再度、改善勧告を出した。令和5年10月31日に改善計画が提出され、豚舎の徹底洗浄、堆肥の発酵促進剤散布設備の設置、飼養頭数の25%削減などが示されている。その他として、伊藤ハム・米久ホールディングスに対して令和5年11月17日に、町と公害対策委員会からの要望書提出の報告があった。

(5) 有害鳥獣対策について

ア 有害鳥獣の捕獲状況(イノシシ・シカ・アナグマ等)

イノシシの捕獲数が減少している事について、豚熱の伝染が広がっていると考えられる。引き続き調査を進める。その他に、委員から捕獲した場合の報償費について改善を求める意見が出された。

イ 侵入防止柵等の設置補助事業の申請利用実績(種別・件数・金額)

資料による説明を受けた。

ウ 有害鳥獣処理施設の利用状況(利用回数・処理量・処分費の各月推移)

資料による説明を受けた。肉などの利活用について質問が出たが、現状では、余り進んでいない。

(6) 国営農地開発事業について

ア 負担金滞納繰越分の収納状況

納入状況の説明と今年度の取組が示された。取組として、各農家から納入確認書の徴取と、詳細な納付時期の確認をした。着実な納付に向けて、営農状況のヒアリング、農園等の状況確認の実施、営農相談を行う。完済に向けた返済計画を農家と書面にて確認することを年度内実施に向けて調整中である。

(7) 町の農業の現状について

ア 経営規模の推移や担い手の育成及び確保に関する取組状況

資料により確認。委員から法人の存続について対策を考える必要があるのではないかと意見が出た。他に小規模農家の継承が課題だが、町の取組はどうかの質疑に対して地域計画策定を機会に整理して町の施策に結び付けたいとの答弁があった。

イ 認定農業者等の支援金・補助金の内容と件数

資料による説明を受けた。

(8) 6次産業について

ア コロナ後の取組状況（サービス向上や誘客）

資料による説明を受けた。委員から、6次産業ネットワーク構成団体の数と後継者について現状と今後をどう見ているか質問が出たが、現状は問題ないとみている。他に、イベントについて、ショップを増やしたりして構成団体の活動をもっとアピールしてはどうかと意見が出た。

(9) せら香遊ランド指定管理料返還交渉の状況について

経過説明を受けた。

6 その他（令和6年度行政視察について）

令和6年度の行政視察について委員各位から提案のあった視察内容及び候補地を基本に近畿から九州の範囲で正副委員長において視察自治体を選定し、来年度7月末までの視察実施に向け準備を進める。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 3、4点ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、最初に公共下水道、下水について、整備の進捗と加入率の伸びを区域別に確認をしたということですが、全体的に流入量が少ないということで、非常に使用料は少ないなかで経費だけはかなりかかるということが心配をされるわけですが、ここでは移住定住に伴う云々ということで、これを仮に進めたとしてもそれで問題が解決をされるという認識なのか。そこら議論をされておれば、収支についてその程度の努力で大丈夫だろうという認識ならそれでいいんですが、問題ではないかというように思うのでその点。それと2点目は宇津戸の臭気の問題ですが、飼養頭数、そのほかの対策もあるんですが、25%削減をするなどの取組によって、これで完全とはいかないかどうかわかりませんが、かなり臭気の改善が図られると認識をされたのか。その点をもし調査をされておればお尋ねします。

それから2ページの一番下になりますかね。経営規模の推移や担い手の育成確保ということで、地域計画策定の機会に整理して、町の施策に結び付けたいということで、思いはどことなくわかるのはわかるんですが、具体的な議論がされておるかどうか。

そして最後に（9）の問題についてはかなり時間が経過しとるんですが、調停中であるのでということでどういう詰めがされておるのか全然わからないという状況が続いておるんですが、早く解決すればいいだけでもないですが、どんどんいつまでたっても調停を続けるというのもどうかというように思うんですが、ここら辺についてどのような調査をされて、報告を受けられたのか。以上の点についてお尋ねします。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○2番（上羽場幸男） 1点目の下水の関係ですね、加入状況と定住移住促進に向けて伸ばしていこうというような考え、これはですね、我々としましても収支のことについては気にしながらこういうことを調査をしておるわけですが、ただ単純に収支だけではなくて、町のインフラとして大切なものでありますので、そこだけの数字を見ることができないということを理解したうえで調査をしております。ここの文面に書いている以上は特にありません。

2点目の宇津戸の臭気の問題でございます。特にですね、これで解決に向けていくかという話でありますけれども、誰も解決に向けて努力をしていただいていることが調査によってわかったんですが、米久ホールディングスのほうへ地元の方4名、そして町長、担当者と11月17日に出向かれて要望書を提出された。そのことを聞いておるわけですが、そのときに担当者、役員とその他本部の部長、その方が現地においでになって、ことの重大さというのを認識していただいとるということで、大洋ポークだけにまかせず、自分達の課題としてしっかり取り組んでいくというようなお話をいただいたようであります。それを宇津戸の対策委員会の人と一緒に聞きになってらっしゃいまして、解決に向けていくという、ある程度の自信を感じたというふうにおっしゃっておられましたので、それを見守るしかないのかなというふうな我々としましては。今までにない感触を得られたようであります。

3番目、農業のことです。地域計画の策定の、その時の機会に整理をしていくということで、回答を受けておりますけれども、そのなかでいろいろ話が出ました。小規模の農家さんの農地を今後どうしていくのかというような話が出たんですが、今、地域計画で農地のどういうふうに、誰が担い手としてやっていくとか、極端な話でありますけれども、農地として除外していくのかという話に当然なっていくのでしょうけれども、それをしっかり今、進めている途中でありますので、それを見てほしいということでもあります。

最後ですね、せら香遊ランドの件に関しましては調停中で問題でもありますので、今までの説明以上の回答を得ることはできませんでした。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

日程第13 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 藤井委員長。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議会広報広聴常任委員会行政視察調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

- 1 視察日時 令和 5 年 10 月 18 日（水）～10 月 19 日（木）
- 2 視察場所 （1）愛知県新城市役所
（2）愛知県西尾市役所
- 3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、
山田睦浩、（米重議長）
- 4 視察項目 （1）若者議会並びに女性議会の取組について
（2）女性議会並びに女性と語るまちづくりトークについて
- 5 調査内容及び結果

（1）愛知県新城市役所（10 月 18 日（水）14 時 00 分～）

新城市は、愛知県東部、東三河の中央に位置し、当地域の中核都市として、名古屋市へ約 60 k m、豊橋市へ約 20 k m の距離にある。平成 17 年 10 月に新城市、鳳来町、作手村の新設合併により誕生している。市の人口 43,383 人、面積 499.23 ㎥、市域の 84% は、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源の役割を果たしている。

ア 若者議会

若者議会は、平成 27 年 4 月 1 日施行の「新城市若者条例」及び「新城市若者議会条例」に基づく市長の附属機関として位置付けられている。

新城市は、ニューキャッスルという意味を持つ 16 都市と同盟を結び、共通する課題について「ニューキャッスルアライアンス会議」を通じて意見交換を行っている。平成 24 年（2012 年）に新城市から参加した若者たちが、ヨーロッパの若者が自分の考えや自分の街を当たり前のように紹介する姿に感動し、帰国後、若者の意見を実現する場が必要と思い、「新城ユースの会」を立ち上げた。

そして、「第 1 回市民まちづくり集会」の一部の運営を「新城ユースの会」が担当し、若者ならではのライン機能を用いた意見集約が大きな反響を得た。

この集会に参加していた市長が、若者の可能性を感じ、「若者政策市民会議」を創設し、若者が活躍する街を目指す総合政策として「若者議会」の誕生となっている。

若者議会は、委員の定員は20名、市内外在住で16歳から29歳までの若者が対象である。また、委員メンター、市民メンター及び職員メンターが政策立案及び会議の進行をサポートしており、1年の流れは、5月の所信表明諮問を行い、8月に中間報告、11月に市長に答申を行い、3月の市長報告は議場を使っている。会議の回数は、全体会を15回、各委員会を約20回、合わせて年計で35回程度行っており、委員には会議ごとに3千円、市民メンターにも3千円の報酬を支払っている。若者議会の予算提案に対しては、1千万円の予算を確保しており、例えば、図書館にある郷土資料室を、飲食が可能な床改修や椅子やテーブルを増やした学習スペースを確保し、若者がより利用しやすい空間づくりをしたことや若者目線での観光パンフなど、さまざまな政策提案が実施されている。

イ 女性議会

次に、女性議会は、新城市自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、女性の市政への参画を積極的に推進し、女性の視点で提案することにより、市政やまちづくりに一層関心を深める機会を作るために、新城市女性議会開催事業実施要項に要領により実施されている。

開催方法は、若者議会と同様に市議会議場を使い、市内在住の16歳以上の女性で、公募による市民や各種団体から推薦を受けた者など、定数は10名以内となっている。議員の任期は、委嘱の日から1年以内。市政に対して持ち時間は20分以内で、模擬議会形式により、女性議会経験者が議長役を務め実施している。年間スケジュールは、4月に参加者を募集、8月に委嘱状を交付し所信表明を頂き、9月に質問テーマ提出、9月から10月に個人的勉強会、11月に通告書提出、12月に市の方で答弁書作成、1月に議会開催、3月又はそれ以降に「行政側の100日アクション」として、所管部署に対して進捗状況を確認し、女性議員に報告すると共に、広報及びホームページ上に提案内容や実施状況を公表している。

新城市への行政視察は、山梨県甲斐市議会、高知県宿毛市議会と合同での視

察となった。若者議会という取組が国会で取り上げられたことから、市町村議会の皆さんが視察に来られているとのことである。住民と議会及び行政が力を合わせ、より良い地域の創造を目指す取組が進められ、特に、若者や女性の目線での政策提案や意見に関心が高まっていると感じた。

(2) 愛知県西尾市役所（10月19日（木）9時30分～）

西尾市は、愛知県の中央を流れる矢作川流域の南端に位置し、実り豊かな大地と温暖な気候に恵まれている。西三河南部地域の中核的な都市として自動車関連産業を軸に、全国生産の約3割を占める抹茶、ウナギの養殖など、さまざまな産業が発展している。

平成23年4月に幡豆（はず）郡一色町、吉良町、幡豆町と合併している。市の人口170,228人、面積161.22㎢、歴史的な史跡や名所が点在し、海・山・川の豊かな自然環境に恵まれている。

ア 女性議会から女性と語るまちづくりトークへ

女性議会は、当時の市長が「市民の声が届く西尾市」をスローガンに掲げた事から、市民の声が届く市政の実現を目指すため、まちづくりへの関心を深め、市政へ参画する機会として設けている。また、女性の活躍に期待が高まる中、女性の視点を活かしたまちづくりの推進を目的としている。この外、市内の中学生を対象にした、「学生議会」も行っている。

女性議会は、平成30年度に初会を開催し、議場を使った模擬議会形式で、平日の水曜日に質疑の事前調整を行った上で開催されていた。1年の流れは、6月に指名団体の決定と参加者推薦依頼、7月に団体推薦参加者の決定、8月に公募参加者の募集、9月に参加者の決定、10月に質問通告の締切り、11月から12月に通告書の主旨確認、答弁内容の調整、答弁書作成、1月に市長事前説明やリハーサルを行い、本番を迎えていた。この女性議会は5年が経過し、一定程度の成果ができたという事や、参加者に「もうちょっとフランクな形でやれないか。」という意見もあり、一度やり方を見直す事となったものである。

イ 女性と語るまちづくりトーク

今年度からの「女性と語るまちづくりトーク」は、さまざまな立場の市民の声が届く市政の実現を目指すため、女性と市長による懇談の場を設け、女性の

視点を活かした意見や提案を聴き、市政に反映する。また、市政情報を発信し、市民と行政が共に考え、行動するまちづくりを推進することとしている。

市長による懇談のスケジュールは、7月に指名団体決定と参加者推薦依頼、9月に公募参加者の募集と団体推薦及び公募参加者も締切り、10月に担当者面談・議題調整、11月に各部局へ資料提供依頼及び市長へ資料提供、11月から12月に意見交換をスムーズに進めるため顔合わせ、1月の土曜日、委員会室で本番を行う。

主な違いは、目的を議会の一般質問のような模擬議会形式から「市長との懇談」に変え、要望内容はポイントの調整は行うが、フリートークで進めることである。模擬議会形式では、各部局の負担感が大きかったが、資料提供だけになっている。今年度が初の試みであるが、単に「おしゃべり」にならない工夫が必要と話されている。

(3) まとめ

2つの市における市民の声を聴く手段としては、若者議会及び女性議会並びに学生議会を視察調査した。議会という名前の意見を聞く場を開催することで、埋もれがちな意見や若い世代が必要とする提案を、政策として市政に反映すると共に、市民の市政への参画を進めるものであった。どちらも市長の強い政治姿勢から生まれたものであるが、市政にやや無関心な世代の考えを惹起し、政策取込む工夫として有意義な視察であった。

今回の視察は、議会広報広聴常任委員会の所管する「広聴」部門を強化するため、広聴の手段として学生及び若者並びに女性のそれぞれの立場で抱える意見や要望を政策に取入れる仕組みを視察勉強したものである。両市からとても丁寧な説明と質疑にもわかり易くご回答を頂くなど、広聴への取組の仕組みを勉強することができ、今後の議会活動の中で活かしたいと考える。

以上、議会広報広聴常任委員会の行政視察調査報告とします。

続いて、議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和5年12月13日(水) 午後4時04分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、
山田睦浩 (米重議長)

4 調査項目及び内容

(1) 第3回議会報告会・意見交換会のまとめ

相手方：若手農業者ネットワーク会員

ア 日時：令和6年2月中の金曜日 午後4時から午後6時の間

イ テーマ：第1案 世羅町で農業に従事する上での課題
第2案 世羅町における農業のあるべき方向性と夢
ただし、相手方と調整し、変更する場合がある。

ウ 議会報告会(30分)
議会だよりを基に活動状況報告
質疑応答は、フリートークで行う。

エ 意見交換会(60分)
上記テーマをワークショップ形式で行う。
BSとKJ法により整理し、各班の意見をまとめる。

オ 発表会(30分)
各班5分以内に班内での意見を発表する。

※ 開催場所は相手方と今後調整する。
事前の勉強会は相手方の要望により実施する。

(2) 議会だよりについて

第76号(新年号)の各ページの編集担当者を決定した。

令和6年1月15日発行予定で、24ページとした。

(3) その他

行政視察は、三重県東員町の住民参加の取組及び、奈良県王寺町の議会
だよりリニューアルの効果など、候補地として検討し、実施時期を7月末
までとした。

閉会中の委員会調査は、12月18日から22日の午前9時開会とした。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第14 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。議会改革調
査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長(山田睦浩) 議長。

○議長(米重典子) 山田委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田陸浩） それでは議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和 5 年 12 月 13 日（水）午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 ・ 第 4 会議室
- 3 出席委員 山田陸浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）

4 調査事項

（1）人権研修「L G B T」

「L G B T 理解増進法」が国会で成立したことを受け、一般社団法人 日本 L G B T 協会 代表理事 清水展人さんを講師にオンラインで研修を受けた。議員からは性的マイノリティをカミングアウトするということは、ハードルが高いように感じる。しかしカミングアウトすることで周囲の環境が変わってくるのかとの問いには、相手のことを認め合ってより理解しながら過ごしていく。カミングアウトしやすい安心感のある地域づくりをしていくためには、このことを発信していくことが重要と話された。

（2）町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）について

条文の内容確認後 12 月 15 日の本会議に発議することとした。

（3）長期欠席議員等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）について

他市町の条例を参考に作成した条例文を確認後、3 月定例会で議案提出を目指すことを確認した。

（4）議員報酬の見直しについて

平成 30 年に報酬の見直しを行ったが、その後の社会情勢の変化による物価高騰や議員のなり手不足を勘案し、再度報酬の見直しを検討していくこととした。前回同様に 6 人の委員による小委員会を設置し調査・研究を行う。

（5）世羅町議会議員政治倫理規程見直し（案）について

本委員会より小委員会に付託し、議論を重ねた素案について確認を行い、多

少の整理が必要な個所について、引き続き小委員会で協議することとした。

5 その他

一般質問 YouTube 配信してはどうかの提案があり、委員全員の前向きな賛同の元、引き続き協議研究することとした。

また、会議などをオンラインにより行ってはどうか等の意見が出され、委員会条例や議会会議規則の見直しも必要となるため、引き続き調査研究することとした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 15 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） デジタル化推進調査特別委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） それでは、デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告をいたします。

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和 5 年 12 月 13 日（水） 午後 3 時 45 分開議

2 開会場所 世羅町役場第 1 会議室

3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）

4 調査項目及び内容

（1）町のデジタル化への対応について

町のデジタル化の対応について、令和 3 年第 4 回定例会から令和 5 年第 1 回定例会までの 6 回の委員会で調査を行ってきた。また、令和 5 年 5 月末には、町全体の光ファイバ網の整備が完了し、町内のデジタル化の基本的な基盤が一定程度整ってきた。そこで、これまで調査確認した町の取組について、改めて

進捗状況と今後の取組予定をまとめることを確認した。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第 16 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告を行います。

学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を求めます。

○学校給食センター整備運営調査特別委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 松尾委員長。

○学校給食センター整備運営調査特別委員長（松尾陽子） 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告を行います。

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和 5 年 9 月 21 日（木）午前 11 時 55 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、
田原賢司、松尾陽子、藤井照憲、徳光義昭、久保正道、
山田睦浩、（米重議長）
- 4 調査内容

（1）委員会条例第 8 条による正副委員長の互選を行った。

（互選結果は、委員長：松尾陽子委員、副委員長：藤井照憲委員）

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和 5 年 11 月 6 日（月）午前 9 時 30 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 松尾陽子、藤井照憲、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、

矢山 武、向谷伸二、田原賢司、徳光義昭、久保正道、
山田睦浩、(米重議長)

4 調査項目及び内容

(1) 調査計画について

令和5年9月1日の全員協議会において、11月末に実施設計が完了し、12月からは建築確認申請等に向けた手続が開始予定であり、1月末には設計作業関係手続が完了予定であるという学校給食センター整備運営事業の説明があった。そのことを受けて、浄化槽等の環境アセスメント関係等の許認可の状況の説明を求める。などの意見が委員から出され、12月定例会までに閉会中の調査として行うことが確認された。

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和5年12月1日(金)午後4時45分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 松尾陽子、藤井照憲、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、田原賢司、徳光義昭、久保正道、
山田睦浩、(米重議長)
- 4 説明員 町長、副町長、上下水道課長、教育長、学校教育課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 学校給食センター整備に係る設計業務の進捗状況について

現時点での進捗状況について説明があり、この中で概略設計から基本設計の段階で一部フェンス、駐車場出入口追加及びつぎのことについて説明がされた。

設計のチェックにあたっては、要求水準書とDBO事業者グループの提案内容に関する2種類のチェックシートにより実施している。11月30日に実施設計が提出されており、町とアドバイザーコンサルとで確認作業を進める。

(2) 学校給食センターの排水計画について

調理水・雑排水処理の見直しについては、下水処理場の流入計の故障により、流入量が過大な数値を示していたことが判明した。このことから改めて下水道への接続を検討した結果として、雨水を除き、世羅小学校を經由して公共下水道へ接続する方法に方針転換をし、進めることが説明された。

委員からは、現在の駐車場に学校給食センターが建設されることから周辺
の駐車場の確保について質疑がされ、引き続き検討したいとの説明があった。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和5年12月13日（水）午後2時30分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、藤井照憲、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、田原賢司、徳光義昭、久保正道、
山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 教育長、学校教育課長
- 5 調査項目及び内容

（1）「世羅町らしい」学校給食の取組方針について

委員から次の質疑と執行部の答弁がされた。

問）町内の米を使用した米飯の導入にあたっての納品方法、業者の選定は。

答え）現在食材を納入して頂いている業者が多数あるが、米についても今後慎重に検討をしたい。

問）「世羅町らしい」という形容の疑問がある。「らしい」という表現は、人によって捉え方が違う。

問）地元食材をとというが、多くの法人は、米作りは得意だが、野菜作りは得意ではないと思う。生産者と打ち合わせて通年で栽培できるようサイクルをつくる必要があるのではないか。早めに生産者との協議が必要である。

答え）産業振興課など専門的な部署との協議を含め早期に着手できるよう持ち帰って体制づくりをしていきたい。

（2）施工監理業務に関する町の確認体制について

委員からつぎの質疑と執行部の答弁がされた。

問）アドバイザーコンサルを入れて町と一緒に監理すると、変更が発生した時に速やかな対応が取れるのか。予期せぬことが起きたときの責任はどこがもつのか。そのことは契約に織り込み済みなのか。

答え）教育委員会が、財政課と子育て支援課と連携してチェックしている。それと並行してアドバイザーコンサルにもチェックして頂いている。これまで

月2回の会議で、課題や変更事項を検討してきた。今後も、関係課と連携し対応したい。技術的な部分も含めアドバイザリー契約の中で対応頂いている。

問) 着手前の現地確認を図ってほしい。

答え) 十分な工事の経験をもちあわせておるという状態ではないが、現場のほうにはきちっと行って、都度都度工事監理企業のアドバイザリーコンサルには、わからない点はしっかりと確認しながら適宜工事をみていきたいと考えている。

問) 調達備品については、事業者において調達するとある以上、業者が品質を選ぶことになる。現場で町の職員がしっかり確認しないと駄目である。このアドバイザリーコンサルは、いい会社であるが、今回の業務形態が施設整備企業と工事監理企業が同一のベンチャー企業となっている。専門的な目を持った人を入れないと言いなりになってしまうのではないか。

答え) また改めて調査に対応させていただきたい。

以上の質疑に対して、回答できていない部分があるので、次回の委員会で引き続き調査を行うこととした。

以上、学校給食センター整備運営調査特別委員会の調査中間報告とします。
○議長（米重典子） 以上で、学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を終わります。

日程第17 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思いま

す。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和5年第4回世羅町議会定例会を閉会いたします。

(起立・礼)

.....

閉 会 11時20分